

各位

公益財団法人名古屋産業振興公社  
新事業支援センター創業支援施設課名古屋市都市型産業研究施設開設補助金の  
減額制度への変更と関係書類提出について

日頃は、当施設の運営についてご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、先に名古屋市からの通知がありましたとおりインキュベート施設の入居者を対象とする賃料補助につきまして、下記のとおり令和2年度より制度変更をいたします。内容をご覧いただき、関係書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

## 1 制度変更内容（補助金制度から減額制度へと変更）

現行制度：当該年度事業完了後に支払賃借料の30%を名古屋市が補助

新制度：公益財団法人名古屋産業振興公社が毎月の支払賃借料を30%減額（請求段階で30%減額）

## 2 変更制度概要

対象事業者	創業後5年以内にナビ金山/ナビ白金に入居した者 (中小企業であること・税の滞納がないこと・事業実態があること・暴力団、暴力団関係者ではないこと)
対象経費	当該年度の4月分から3月分までのテナント賃借料 (共益費を含み、敷金・礼金・保証金・光熱費などを除く) ※課税事業者の場合は、消費税を除いた金額が対象経費となります
減額率・限度額	減額率：減額対象経費の30%以内 減額限度額（年度あたり）：150万円 (市外に本社があり、入居に際し本社を併せて移転した場合は限度額50万円の加算あり)
減額対象期間	減額を受けることができる期間は、減額開始月から60月を超えないものとする。なお、 <u>現行の名古屋市都市型産業研究施設開設補助金をすでに受けている方は、補助対象開始月から起算して60月を超えないものとする。</u>

## 3 減額申請提出書類

- 令和2年度賃借料減額申請書（様式第1号）
- 企業概要書（様式第2号）
- 入居計画書（様式第3号）
- 納税証明書（滞納がない旨の証明）
- 登記事項証明書

※納税証明書は「名古屋市都市型産業研究施設開設補助金における令和元年度補助事業」の実績報告時に名古屋市へ提出済の場合は再度提出していただく必要はありません。

※登記事項証明書はナビ入居時、又は令和元年度までの名古屋市都市型産業研究施設開設補助金事業において届出をされている内容から変更がない場合は省略ができます。

#### 4 提出期限

##### 令和2年4月10日（厳守）

※期日を過ぎた場合、令和2年度の減額適用は不可となりますのでご注意ください。

#### 5 減額申請提出先

公益財団法人名古屋産業振興公社

新事業支援センター 創業支援施設課

住所：〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9番33号

名古屋ビジネスインキュベータ白金

#### 6 財務諸表の提出について

決算月より3か月以内に必ず財務諸表の提出をお願いします。提出期限が守られない場合、減額が適用されなくなります。

#### 7 その他

■令和2年度のみ、4月請求時に4月テナント賃借料と5月テナント賃借料の2か月分を減額します。なお、令和3年度以降は3月請求時に翌年度4月テナント賃借料を減額します。

■減額申請は、年度ごとに行っていただきます。（来年度からは2月頃を目安に提出をお願いします）

■補助限度額（150万円もしくは200万円）に達し次第、当年度の減額は終了となります。

■月々の賃料等の支払が期限までになされない場合、その年度の減額を打ち切りとさせていただきます。

（何らかの理由により支払いが遅れる場合には必ず支払い期限内にご相談ください）

お問い合わせ先

公益財団法人名古屋産業振興公社 創業支援施設課 渡邊・鬼頭

電話：052-883-8711